

# 越谷市障害福祉計画

平成 19 年 3 月

越 谷 市

## 目次

第1章 . 計画の策定にあたって	1
第2章 . 計画の目標	3
第3章 . 障害福祉サービスの見込量と確保のための方策	7
第4章 . 地域生活支援事業	16
第5章 . 計画の実現に向けて	22
附表 . 障害福祉サービス等の必要見込み量一覧	23

## 資料編

1 . アンケート調査結果報告	26
2 . 計画の策定経過と策定体制	35
3 . 用語の解説	37

本計画における「障害者」とは、特に定めがない限り、障害児を含めています。

# 第1章 計画の策定にあたって

## 1．計画策定の背景と趣旨

越谷市では、平成16年3月に策定した「新越谷市障害者計画」に基づき、ノーマライゼーションの理念のもと、『障害のある人もない人も分け隔てられることなく、ともに育ち、ともに働き、ともに暮らすことのできる地域社会』の実現をめざし、各種の障害者施策を進めてきました。

こうした中、障害者の福祉制度は、この数年間で大きく変化し、平成15年度には支援費制度が導入され、また、平成17年10月に成立した障害者自立支援法では、これまで障害種別ごとに提供されてきたサービスの一元化を図るとともに、既存のサービス体系の再編や利用者負担の見直しなどが行われることになりました。そして、障害福祉サービス等を円滑に提供できるよう、基盤整備に向けた数値目標やサービスの見込み量などを定める「障害福祉計画」の策定が、県と市町村に義務づけられました。

本市としては、「障害福祉計画」を策定することにより、すでに策定している「新越谷市障害者計画」における障害者施策と合わせ、総合的な障害者自立支援体制の確立を目指します。

## 2．計画の性格、位置づけ、期間

### 1．計画の性格

この計画は、障害者自立支援法第88条に基づき、国の基本的指針に沿って、障害福祉サービス、相談支援および地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画を定めるものです。

#### 【定める事項】

各年度における障害福祉サービスまたは相談支援の種類ごとの必要な量の見込み

障害福祉サービスまたは相談支援の種類ごとの必要な見込み量の確保のための方策

地域生活支援事業の種類ごとの実施に関すること

## 2. 計画の位置づけ

「障害福祉計画」は、障害者自立支援法に基づく、障害福祉サービスの必要量と提供体制を確保するための実施計画です。

これに対し、「新越谷市障害者計画」は障害者基本法に基づくもので、第3次越谷市総合振興計画の部門計画として障害者のための施策に関する基本的な事項を定めた中長期計画です。障害者自立支援法の新たな事業体系にあわせて、平成19年度に見直しを予定しておりますが、障害福祉サービスに係る目標値については、障害福祉計画との整合性を図ってまいります。

## 3. 計画の期間

この計画の期間は、平成18年度から平成20年度までの3ヶ年を第1期計画とします。

また、平成20年度に、第1期計画の実績を踏まえて必要な見直しを行い、平成21年度から23年度までの第2期計画を策定します。



障害者自立支援法では、現行の施設サービスについては、おおむね5年程度の移行措置期間内に新サービス体系に移行することとされています。

# 第2章 計画の目標

## 1. 基本的理念

計画の策定にあたって、障害者の自立と社会参加を基本とする障害者基本法および新越谷市障害者計画の理念を踏まえつつ、次に掲げる点に配慮してまいります。

### 1. 障害者の自己決定と自己選択の尊重

ノーマライゼーションの理念のもと、障害の種別や程度にかかわらず、障害者が自分で住みたい場所を選び、必要な障害福祉サービスやその他の支援を受けつつ、障害者の自立と社会参加の実現を図ることができるよう、障害福祉サービスの提供体制の確立を図ります。

### 2. 市を主体とする仕組みと三障害の制度の一元化

障害福祉サービスの実施主体が市となり、身体障害、知的障害、精神障害と障害種別ごとに分かれていた制度が一元化されたことを踏まえ、立ち後れている精神障害者に対するサービスの充実を図るとともに、県の支援などを通じて障害福祉サービスの充実に努めます。

### 3. 地域生活移行や就労支援等のサービス提供体制の整備

障害者の自立支援の観点から、地域生活への移行や就労支援に関するサービス提供基盤を整えるとともに、障害者の生活を地域全体で支えるシステムを実現するための身近な地域におけるサービス拠点づくり、NPO等のインフォーマルサービスの提供など、地域の社会資源を最大限に活用し、基盤整備を進めます。

## 2．基本目標

基本的理念を踏まえ、次に掲げる点に配慮して、数値目標を設定し、計画的な整備を図ります。

### 1．訪問系サービスの充実

精神障害者に対し、立ち後れている訪問系サービスの利用を促進するとともに、障害者が必要な訪問系サービスを受けられることができるよう、サービスの充実を図ります。

### 2．日中活動系サービスの充実

いわゆる小規模作業所の利用者が、法に基づくサービスへの移行等ができるように推進するとともに、希望する障害者に日中活動系サービスの充実を図ります。

### 3．グループホーム等の充実と地域生活への移行

地域における居住の場としてのグループホーム（共同生活援助）やケアホーム（共同生活介護）の充実を図るとともに、自立訓練事業等の推進により、福祉施設への入所や病院への入院から地域生活への移行を図ります。

### 4．福祉施設から一般就労への移行

就労移行を支援する事業等を充実することにより、障害者の福祉施設から一般就労への移行や、福祉施設において働く場の拡大を図ります。

### 5.相談支援に関する基本的な考え方

障害者が地域において自立した日常生活または社会生活を営むためには、障害福祉サービスの提供体制の確保とともに、これらのサービスの適切な利用を支える相談支援体制の構築が不可欠です。このため、地域の実情に応じ、中立かつ公平な立場で適切な相談支援が実施できる体制の整備を図ります。

さらに、相談支援事業を効果的に実施するため、地域自立支援協議会を設け、ネットワークを構築します。

### 3 . 平成 2 3 年度の数値目標の設定

障害者の自立支援の観点から、「地域生活移行」や「就労支援」といった新たな課題に対応することが必要です。このため、必要な障害福祉サービスの量を見込むにあたっては、まずはこれらの課題に関し、現行の福祉施設が新しいサービス体系への移行を完了する平成 2 3 年度を目標年度として、次に掲げる事項について、それぞれの数値目標を設定します。

#### 1 . 福祉施設の入所者の地域生活への移行

地域生活への移行を進める観点から、障害福祉計画の作成時点において、福祉施設に入所している障害者（以下「施設入所者」という。）のうち、今後、自立訓練事業等を利用し、グループホーム、ケアホーム、一般住宅等の生活に移行する者の数を見込み、その上で、平成 2 3 年度末における地域生活に移行する者の数値目標を設定します。

国の基本指針においては、現時点の施設入所者数の 1 割以上が地域生活へ移行することとするとともに、これにあわせて平成 2 3 年度末の施設入所者数を現時点の施設入所者数から 7 % 以上削減することを基本としつつ、地域の実情に応じて目標を設定することが望ましいとされています。

そこで本市においては、現在の施設入所者の 1 割が平成 2 3 年度までに地域移行することを目指すものの、障害者施設の入所者数については、待機者の状況を考慮し、平成 2 3 年度末までに 2 % の減少を目標とします。

項 目	数 値	考 え 方
現在の入所者数 ( A )	2 0 1 人	平成 1 8 年 9 月末現在の数 (身体障害者療護施設・身体障害者入所授産施設・知的障害者入所更生施設・知的障害者入所授産施設の入所者数を計上)
【目標値】( B ) 地域生活移行	2 0 人 ( 1 0 % )	( A )のうち、平成 2 3 年度末までの地域生活移行目標数
今後、施設入所支援が必要な人数 ( C )	1 6 人	平成 2 3 年度末までに新たに施設入所支援が必要な利用人員見込数
平成 2 3 年度末の入所者数 ( D )	1 9 7 人	平成 2 3 年度末の利用人員見込数 ( A - B + C )
【目標値】( E ) 入所者削減見込	4 人 ( 2 % )	差引減少見込数 ( A - D )

## 2. 入院中の精神障害者の地域生活への移行

国の基本指針では、平成24年度までに「受け入れ条件が整えば退院可能な精神障害者」(以下「退院可能精神障害者」という。)が退院することを目指し、そのために必要な自立訓練事業等の必要量を見込み、平成23年度末までの退院可能精神障害者数の減少目標値(平成14年度における退院可能精神障害者数に基づき市町村および都道府県が定める数)を設定することとされています。

本市の目標値は、埼玉県が平成18年6月に実施した実態調査に基づき、人口按分で算出した数値とします。

項目	数値	考え方
【目標値】 現在の退院可能 精神障害者数	37人	埼玉県の平成23年度末までの減少目標825人を市の人口で按分

## 3. 福祉施設から一般就労への移行

福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、平成23年度中に一般就労に移行する者の数値目標を設定します。

国の基本指針では、目標の設定にあたっては、現時点の一般就労への移行実績の4倍以上とすることが望ましいとされています。また、福祉施設における就労支援を強化する観点から、平成23年度までに現時点の福祉施設の利用者のうち、2割以上の者が就労移行支援事業を利用するとともに、平成23年度末において、就労継続支援事業の利用者のうち、3割は就労継続支援(A型)事業を利用することを目指しています。

そこで、本市の平成23年度における一般就労者数は平成17年度の4倍にすることを目標とします。

項目	数値	考え方
現在の年間 一般就労者数	3人	平成17年度に、福祉施設を退所し、一般就労した者の数
【目標値】 年間一般就労者数	12人	平成23年度において施設を退所し、一般就労する者の数